

風車前花畑での収益目的の撮影について

(1) 撮影使用条件

- ・時間の厳守 開園日の9時00分～17時00分以外は原則撮影不可
- ・料金設定
写真 一律 1,500円(税込)
動画 2時間 4,000円(税込) 2時間使用しない場合も同額
※YouTube やニコニコ動画などの動画共有サービスに動画をアップロードさせる場合、収益が生じる場合には料金を支払うこと
※報道番組、旅番組など撮影目的が「公園の紹介」である場合は無料にて撮影可
- ・来園者及び近隣住民に迷惑のかかる行為をしないこと
- ・長時間同じ場所を独占的に使用しないこと
- ・来園者が映り込まないように、努めること。トラブルが生じた場合、公園は一切の責任を負わない
- ・マスメディアの場合、原則「あけぼの山農業公園」のクレジット掲載をすること
- ・駐車場(臨時駐車場)以外への駐車禁止。大型バスは布施弁天前市営駐車場を使用すること
- ・撮影の際に、施設及び樹木や植物を破損した場合は復元あるいは弁償すること
- ・撮影した映像及び、写真が掲載される場合は放送日(発行日)を報告すること
- ・代表者は撮影当日、本館事務所へ声をかけ、撮影許可の証となる腕章を付けること。腕章は17時00分までに本館事務所へ返却すること
- ・大型のイベント開催日や混雑が予想されそうな日の撮影は不可とする(4月1週目、2週目の土日。10月2週目、3週目の土日など)

(2) 撮影使用不可の内容

- ・人払いや、人を止める必要のある撮影
- ・ドローンを使用した撮影
- ・火気の使用、池に入る行為、植物などを採取する行為
- ・風俗を乱す行為及び、服装での撮影
- ・大きな音楽や音を伴う撮影(内容により判断)
- ・モデルを使用しての撮影会

(3) 申請手続きについて

- ・撮影希望者は撮影日の14日前までに、本館事務所へ電話、メール、FAXにて企画書などを提出し撮影内容を連絡する
- ・所内にて撮影の可否を判断し、返信する
- ・申請及び支払いは当日でも可
※申請及び支払いは、本館事務所にて9時00分～17時00分の間に行うこと
※支払いは現金のみ。振込みやカード払い不可